

# 取引相場のない株式の評価方法の見直しに関する会計検査院の指摘

November 2024

## In brief

2024年11月6日、会計検査院は国の収入支出の決算を検査し、2023年度の決算検査報告を作成して内閣に送付しました<sup>1</sup>。この検査報告の「特徴的な案件」の一つである「相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について<sup>2</sup>」では、資産税に関する報告（以下、「本報告」）がなされています。

本報告では、取引相場のない株式（以下、「非上場株式」）の評価方法について納税者の申告内容を調査した結果、以下の2点が指摘されました。

1. 原則的評価方式の一つである類似業種比準方式の評価額が純資産価額方式の評価額に比して想定程度低く算定されていること
2. 特例的評価方式である配当還元方式の還元率が高いこと

本ニュースレターでは、上記2点の指摘に関する要旨を紹介します。

## In detail

### 1. 検査の概要

非上場株式の評価については、財産評価基本通達（以下、「評価通達」）に基づき、評価会社の規模区分や株主の区分に応じて異なる評価方式が定められています。一部では、これらの評価方式に開差があるとの指摘があり、会計検査院は異なる規模区分の非上場株式を取得した者間における株式評価の公平性に着目して検査を実施しました。

2020年分および2021年分の相続税・贈与税の申告のうち、取得財産に非上場株式が含まれるものから、無作為に抽出した1,600件を検査した結果、原則的評価方式及び特例的評価方式それぞれに問題点が指摘されました。

### 2. 原則的評価方式の問題点

原則的評価方式は、類似業種比準方式、併用方式<sup>3</sup>、純資産価額方式の3つで構成されており、評価会社の規模区分に応じて評価方式が選択されます。このうち、類似業種比準価額に関して以下の点が指摘されています。

- 類似業種比準価額の中央値は11,622円、純資産価額の中央値は42,648円であり、類似業種比準価額の中央値が純資産価額の中央値の27.2%となっていることから、類似業種比準価額と純資産価額との間には大きな乖離がみられる。

<sup>1</sup> <https://www.jbaudit.go.jp/report/new/index.html>

<sup>2</sup> 簡略版：[https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary05/pdf/fy05\\_tokutei\\_13.pdf](https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary05/pdf/fy05_tokutei_13.pdf)

詳細版：[https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary05/pdf/fy05\\_09\\_tokutei.pdf#page=103](https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary05/pdf/fy05_09_tokutei.pdf#page=103)

<sup>3</sup> 評価会社の規模に応じて類似業種比準方式と純資産価額方式を組み合わせる評価方式です。

- この乖離の背景としては、1966年から2017年にかけて評価通達の数次の改正により、1964年の制定当初よりも類似業種比準価額が低く算定されるようになり、純資産価額との間の差が拡大したものと推測される。
- 検査対象の延べ590社のうち79.4%が配当金額を計上していない。また配当金額を計上している場合でも、類似業種と比較して配当金額の低い会社が60%超となっていることから、実質的に2つしかない比準要素の合計を3で除することとなっている<sup>4</sup>。そのため、類似業種比準価額は、その計算式が評価会社の業績等の実態を十分に反映しておらず、株式の評価方法として適切に機能していないおそれがある。

### 3. 特例的評価方式の問題点

特例的評価方式である配当還元方式は、従業員株主等の少数株主が会社への支配力を有さず、単に配当を期待するにとどまることや、評価手続の簡便性を考慮した評価方式です。この方式では、株式保有により得られる利益である年配当金額を10%の還元率で割り戻すことにより評価を行いますが、以下の点が指摘されています。

- 現行の10%という還元率は、国税庁によれば1964年の評価通達制定時に評価の安全性を図ることを考慮しつつ当時の金利等を参考にして設定された。
- 日本の長期国債の流通利回り等の推移をみると、評価通達の制定後約20年間は約6%から約10%までの間で推移していたところ、その後長期的に低下して1998年以降はほぼ2%以下で推移している。それにもかかわらず、この還元率は制定当初の10%から一度も見直されていない。
- よって、10%の還元率は社会経済の変化を反映しておらず、評価の安全性を考慮した設定であるとはいえない、近年の低金利環境では高すぎる水準となり、結果として配当還元価額が通達制定当時よりも相対的に低く算定されているおそれがある。

### 4. 会計検査院の所見

会計検査院によれば、国税庁は上記のような乖離を利用した操作によって、税負担の軽減を図る納税義務者が存在することを認識しています。その上で会計検査院は、相続等により取得した非上場株式の評価について、異なる規模区分の非上場株式を取得した者間における株式評価の公平性や社会経済の変化を考慮する等として、「評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討していくことが肝要である」と結論付けています。

### The takeaway

会計検査院による指摘が税制改正に繋がった最近の例として、2022年度税制改正による大口株主等の要件の見直し<sup>5</sup>及び完全子法人株式等に係る配当等についての源泉徴収の廃止が挙げられます。

本報告が、必ずしも税制改正に直結するものではないと考えられます。しかし、仮に類似業種比準方式や配当還元方式が見直される場合には、評価額が上昇する方向となることが想定されます。非上場株式の評価額の上昇は、事業(自社株)承継に伴う税負担が課題となっている非上場会社のオーナー等に影響を及ぼします。その場合には、納税猶予制度(いわゆる事業承継税制)の活用等、計画的な事業承継が必要になるものと推測されます。

また、例えば還元率が10%から5%に変更されると、配当還元価額が現在の2倍となります。そのような上昇が起こった場合、親族外役員・従業員・取引先その他の少数株主における株式の相続等や、分散した株式の買い集め等に波及することが想定されます。

このように、本報告は非上場会社の資本政策や事業承継全般に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、今後の税制改正に関する議論を注視し、改正が行われた場合の影響を的確に把握するとともに、事前の対策案について専門家に相談することが重要です。

<sup>4</sup> 類似業種比準価額は、配当・利益・純資産の3要素の比準割合を合計したものを3で除し、これに類似業種の上場会社の株価を乗じることにより計算されます。

<sup>5</sup> <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-estate-taxation/eth-20220629.html>

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email:[jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
望月 文太

パートナー  
深田 かおり

パートナー  
林 雄高

パートナー  
山内 良

パートナー  
佐々木 真美

パートナー  
塩谷 洋子

ディレクター  
平岡 祐樹

ディレクター  
飯島 哉文

ディレクター  
前田 恒佑

ディレクター  
田中 宏樹

ディレクター  
森田 幸司

ディレクター  
梅澤 義朗

シニアマネージャー  
齋藤 大志

シニアマネージャー  
西尾 結

### 過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

### ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

### e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

## 資産税ニュース

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149カ国に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.